

「設立当初の事業年度の事業計画書」

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和 6年 3月 31日まで

NPO法人 浜松ねこシェルター

1 事業実施の方針

設立の初年度にあたり、法人の社会的位置づけを意識した積極的な広報活動を行うとともに、動物保護の認知を高める活動を実施する。

事業内容として野良猫の保護を主に、正しい動物保護の情報を発信し、野良猫について最も適した対策、取組みを伝え地域住民の知識向上をはかる。人と猫が共生共存できる社会を構築するための事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
①猫に関する知識、動物の適正飼育に関する知識の普及、啓発、助言に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・当所スタッフへの教育指導 ・譲渡見学に来る一般の方を対象とした、猫の扱い方の実演指導 ・シェルターの保護猫の経験談と該当生体を手本とした猫の予防医療についての指導。 ・施設を利用したセミナーの開催 「野良猫を増やさない為に出来ること」等 	(A) 随時 (B) 子安町 307-16 (C) 10 名	(D) 浜松市を中心に県西部全域 (E) 10 名	300
	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの開設 ・SNSを利用した情報発信 	(A) 随時 (B) 子安町 307-16 (C) 10 名	(D) 閲覧者 (E) 不特定多数	10
②野良猫を一時保護し、必要とする医療を受けさせ、譲渡先を斡旋する事業	負傷した猫の相談、通報があった時は、救助の必要がある場合速やかに捕獲保護をして、動物病院で治療を行う。 健康な状態の猫も受入れて、矯正期間を設け、その後は譲渡先、里親を探す。	(A) 随時 (B) 子安町 307-16 (C) 10 名	(D) 浜松市を中心に県西部全域 (E) 30 匹	728
	ホームページ、SNSにて譲渡対象の猫の情報を掲載し、譲渡先、里親を探す。	(A) 随時 (B) 子安町 307-16 (C) 10 名	(D) 浜松市を中心に県西部全域 (E) 10 匹	50

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
③保護した猫、 飼育困難である 飼い猫のしつけ、 矯正をする事業	ホームページにて猫との共生についてより多くの方に認知してもらい、野良猫や飼育猫の矯正が可能であることを広く伝える。 矯正の依頼があった場合は、いかなる場合でも受入し、2ヶ月を期間として矯正飼育を請け負う。	(A) 随時 (B) 子安町 307-16 (C) 10 名	(D) 浜松市を中心に 県西部全域 (E) 10 名	100
④その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業				

令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月 31日まで

NPO法人 浜松ねこシェルター

1 事業実施の方針

設立2年目の活動として、引き続き社会的位置づけを意識した積極的な広報活動とともに、動物保護の認知を高める活動を行う。

事業内容としては、初年度同様に野良猫の保護を主軸に、正しい動物保護の情報を発信し野良猫について最も適した対策や取組みを伝え、地域住民の知識の向上をはかり人と猫が共生共存できる社会を構築するための事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
①猫に関する知識、動物の適正飼育に関する知識の普及、啓発、助言に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・当所スタッフへの教育指導 ・譲渡見学に来る一般の方を対象とした、猫の扱い方の実演指導 ・シェルターの保護猫の経験談と該当生体を手本とした、猫の予防医療についての指導 ・施設を利用したセミナーの開催 「野良猫を増やさない為に出来ること」等 	(A) 随時 (B) 子安町 307-16 (C) 10名	(D) 浜松市を中心に県西部全域 (E) 5名	300
	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの開設 ・SNSを利用した情報発信 	(A) 随時 (B) 子安町 307-16 (C) 10名	(D) 閲覧者 (E) 不特定多数	10
②野良猫を一時保護し、必要とする医療を受けさせ、譲渡先を斡旋する事業	<p>負傷した猫の相談、通報があった時は、救助の必要がある場合速やかに捕獲保護をして、動物病院で治療を行う。</p> <p>健康な状態の猫も受入れて、矯正期間を設け、その後は譲渡先、里親を探す。</p>	(A) 随時 (B) 子安町 307-16 (C) 10名	(D) 浜松市を中心に県西部全域 (E) 150匹	4,250
	<p>ホームページ、SNSにて譲渡対象の猫の情報を掲載し、譲渡先、里親を探す。</p>	(A) 随時 (B) 子安町 307-16 (C) 10名	(D) 浜松市を中心に県西部全域 (E) 35匹	50

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
③保護した猫、 飼育困難である 飼い猫のしつけ、 矯正をする事業	ホームページにて猫との共生についてより多くの方に認知してもらい、野良猫や飼育猫の矯正が可能であることを広く伝える。 矯正の依頼があった場合は、いかなる場合でも受入し、2ヶ月を期間として矯正飼育を請け負う。	(A) 随時 (B) 子安町 307-16 (C) 10 名	(D) 浜松市を中心に 県西部全域 (E) 10 名	140
④その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業				